

重度心身障がい児者、医療的ケアを要する児者の施設整備を求める請願

平成 24 年 9 月 19 日

松阪市議会議長 中森弘幸 様

三重県度会郡度会町大野木町 1825  
 三重県立度会特別支援学校 PTA 会長  
 清水夏子



紹介議員 中島 清晴

久松倫生



請願主旨

私たちの子どもが通う度会特別支援学校は、ご存知のとおり肢体不自由児を対象とした特別支援学校です。児童生徒の障がいはさまざまではありますが、一人ひとりに合わせた授業や活動、配慮をして頂いておりますので、誰もがいろいろな経験を積み重ね健康やかに成長しております。ただ、このような生活はいつまでも続かず、時期がくれば特別支援学校を卒業します。卒業後はそれぞれの地域で暮らしていくこととなりますが、重度心身障がい児、特に医療的ケアを必要とする児童の生活を考えると不安でなりません。三重県内、校区では伊勢市、志摩市、鳥羽市、校区外では鈴鹿市や四日市市等、重度心身障がい児者のみを受け入れる施設や、医療面を十分に配慮した施設がありますが、松阪市内にある生活介護事業所では看護師の配置の不足や未配置により、重度重複の特に医療的ケアが必要な障がい児者の利用に制限があります。また医療的ケアが必要であることが理由で利用を断られることもあります。知的障がい児者や難病患者にも医療的ケアを必要としている方はたくさんいます。(医療的ケアとは、吸痰、経管栄養、導尿、インスリン注射等の日常的に医療行為が必要な障がい児者に対して、医師の指導のもと看護師により医療的行為が行われる事を言います。)

第3期松阪市障がい者計画では途切れのない支援が謳われており、重度障がい者、重度肢体不自由児者のニーズや必要な支援についても十分にご理解頂いているとは思いますが、どんな重い障がいがあっても松阪市で安心して暮らしていけるよう、下記のように請願いたします。

記

1. 社会福祉協議会が主体となる生活介護事業所を開設していただき、医師や看護師を配置し、重度心身障がい者、医療的ケアを要する児者等も利用できる日中の生活の場を整備してください。
2. 障がい児者の主たる養育者が病気等で介護が困難になった時など、緊急時に対応して頂けるショートステイ等も整備してください。